

[事案 26-182] 損害賠償請求

・平成 27 年 12 月 8 日 裁定不調

<事案の概要>

終身年金保険について、年金の受取方法を指定する際、担当者から、「年金を一括で受け取っても税金は大丈夫」との誤った説明を受けたため、税金相当額の損害賠償を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

昭和 61 年 11 月に契約した 10 年保証期間付終身年金保険について、以下の理由により、税金相当額の損害賠償を支払ってほしい。

平成 25 年 9 月に年金受取方法の手続をした際、担当者に「一括で受け取ると税金がかかるか」と聞くと、担当者は「受取総額と支払総額に差額が発生しないので税金は大丈夫」と説明されたため、一括受取を選択したが、担当者の誤説明があったため、結果として、多額の税金を支払うことになった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 仮に申立人が年金受取の方法を選択した場合でも課税は生じ得ることなどから、請求の大半はそもそも理由がない。
- (2) 課税上の取扱いの一般的な情報提供は書面で実施しており、それを超えた個別の課税上の取扱いの説明について、当社は損害賠償責任までは負わない。
- (3) 申立人は一時金（一括）受取をととても重視しており、課税上の取扱いの説明と申立人の年金受取方法の選択との間の因果関係はないとみることが自然である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、担当者の説明内容に不適切な点があったかどうかなど年金受取方法の手続時の状況を把握するため、申立人と担当者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が、担当者の税金に関する誤説明によって年金を一括請求したとは認められず、また年金の一括受取と年金受取との課税額の具体的な差額を算定するのは困難であるうえ、申立人には一括受取金額を住宅ローンの繰上げ返済に充てたことによる利息の減免という利得も生じていることなどから、申立人の損害額を認定し、損害賠償の支払いを認めることはできないが、以下のとおり、本件は和解による解決を図ることが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、同規程第 38 条 2 項にもとづき、裁定不調として手続を終了した。

- (1) 担当者が、年金の一括受取時の口座入金額に関して誤った説明をして申立人を誤解させたと認められる。
- (2) 年金開始日の繰下げ手続に関して誤った説明をしたことで申立人がこれを断念することになったと認められる。

